

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌の未来を見据えたまちづくりの機運醸成業務		
発 注 課	広報部広報課		
選 定 事 業 者	株式会社ニュースピックス		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
本事業は、2030冬季オリンピック・パラリンピック招致を含む今後の札幌のまちづくりの在り方について、有識者やキーパーソン、市民など、さまざまな意見を持ちより議論し、それを広く共有することで、未来志向の機運の醸成を図っていくものである。 この実現のためには、幅広くかつ偏りのない属性により議論をする場（コミュニティ）を構築する必要がある、参加する有識者においては、発言に責任と透明性を確保する必要がある。 また、現在、今後の札幌のまちづくりを考える上で欠くことのできないピースである2030冬季オリンピック・パラリンピックの招致においては、令和4年中に30年の開催都市が決定される見込みであり、本事業においてもそのスケジュールを踏まえ、できる限り早期に本事業に必要な議論の場の設定、参加者の選定、記事作成等を行うことが強く求められる。 本契約の相手方として想定している株式会社ニュースピックスは、①オンラインでの議論を巻き起こす場を提供するサービスを既に有している ②議論参加者選定にあたっては、多面的かつ専門的な意見が引き出せるよう、同社が有している有料会員19万人から、さらには、同社が導入している弁護士・社長や役職上層部・著名人など各分野の最前線で活躍する方々で構成される「プロピッカー（実名でコメントすることとされており、コメントの責任と信憑性が確保されている）」に名を連ねている300名以上の中から選定することができる ③議論の活性や集約するための専門記事を適切な時期に作成する など、既に有している「オンライン上の議論の場」や「他に類を見ない豊富な人的ネットワーク」を遅滞なく活用する準備ができている業者である。 上記スケジュールを踏まえ、最大の効果を上げるべく適切な時期に多様な参加者による議論を巻き起こすことができるのは、本事業実施に必須である「議論の場」、「豊富な人的ネットワーク」を既に有し、それらを遅滞なく活用可能な株式会社ニュースピックス以外にない。 以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記業者との特定随意契約により調達することとする。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）		
決 定 日	令和4年8月25日		